

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)に次のア及びイに掲げる書類等を添付し、[令和6年11月7日\(木\)午後5時までに](#)電子入札システムへの入力による方法により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、電子入札システムへ添付できない資料等がある場合には、下記5の(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

当該資格の確認結果については、電子入札システムにより別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料(様式任意(参考様式1))

(ア) 想定品で応札する場合は、どの想定品なのかを明示するとともに定価についても記載すること。

(イ) 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、[教育庁特別支援教育課長](#)の確認を受けた提案協議書(第5号様式)(カタログ等を含め、確認を受けた原本)を添付すること。

なお、提案協議書は[教育庁特別支援教育課長](#)へ[令和6年10月30日\(水\)午後5時](#)までに提出し確認を受けること。

イ 確約書(様式任意(参考様式2))

(2) 紙入札により参加しようとする者(福島県電子入札運用基準(物品)(以下、「運用基準」という。)第9の規定に該当するものに限る。)は、「紙入札方式参加承諾願(運用基準第1号様式)」を下記5の(1)で指定する日時及び場所に提出し、その承諾を得た場合に限り、下記5の(2)で指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加する

ことができる。

## 5 入札書の提出期限等

### (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和6年11月7日(木) 午後5時 電子入札システムへの入力による。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、次に示す場所へ持参又は郵送により提出すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課(西庁舎3階)

電話番号024-521-7413

### (2) 入札書等の提出受付期間

令和6年11月14日(木) 午前9時から

令和6年11月15日(金) 午前10時まで

電子入札システムへの入力による。

### (3) 開札の日時及び場所

令和6年11月15日(金) 午前10時10分

福島県出納局入札用度課(西庁舎3階)

## 6 入札書の提出方法

### (1) 入札書は、運用基準第12の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、上記4の(2)によること。

### (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、入札書が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札受付票によって確認すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

### (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

### (2) 開札は、運用基準第13の規定による方法にて行うものとする。

### (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとするが、その日時及び方法については、別紙「再度入札の方法」による。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

### (4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)~(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

### (5) 紙による参加を承諾された者にあつては、入札者又はその代理人が開札に立ち会わ

ない場合、再度入札については棄権したものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、運用基準、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、電子システムにより出納局入札用度課に令和6年10月24日(木)午後5時までに説明を求めることができる。

県は、電子入札システムにより回答書を登録するものとする。

(2) 入札者(紙による参加を承諾された者に限る。)は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者(紙による参加を承諾された者に限る。)は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 紙入札において委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (4) 紙入札において記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) IC カードを不正に使用して行った入札
- (10) 紙入札方式参加承諾のない者の行った紙入札
- (11) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行った入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印

し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

## 再度入札の方法

### 1 再入札書の提出期限等

再入札書の提出期限等については次のとおりとする。

	区 分	月 日	時 間
1	再入札依頼通知（1回目）	令和6年11月15日	午前10時20分
2	再入札提出期限（1回目）	〃	午前10時49分
3	開札日時（1回目）	〃	午前10時50分
4	再入札依頼通知（2回目）	〃	午前11時00分
5	再入札提出期限（2回目）	〃	午前11時29分
6	開札日時（2回目）	〃	午前11時30分

※2回目の開札をもって決定しない場合については、別途指示する。

### 2 再度入札の通知方法等

当初の入札書の開札終了後及び再入札書の開札後に、電子入札システムを使用して速やかに再度入札の通知を行うので、システムを使用して入札に参加している者は、再入札通知後速やかに入札書を提出できる体制をとらなければならない。紙入札参加者に対してはその場において口頭により通知をする。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

# 購入契約書(案)

品目及び数量 移動台ほか計44品目 一式

契約金額 27,000,000  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和7年3月14日  
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県立あだち支援学校二本松校舎及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。



(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

**第 16 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第 17 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号

氏 名 福 島 県 印

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

## 仕様書

- 1 品名及び数量 移動台ほか計44品目 一式
- 2 納入期限 令和7年3月14日（金）
- 3 納入場所 福島県立あだち支援学校二本松校舎 1階  
（福島県二本松市安達ヶ原1丁目55-1）  
設置室は別紙「納入場所一覧」のとおり
- 4 規格等 別紙「個別品目仕様書」のとおり
- 5 想定品 別紙「想定品一覧」のとおり
- 6 その他

諸経費	・送料、搬入設置据付、試験運転調整費を含むこと。
	・その他設置運転に必要な経費があればその経費も含むこと。
	・給水、排水、電源ケーブルの接続は厨房工事にて実施するため、その経費は含まないこと。
納入	納入については厨房工事との調整が必要になるため、発注者と協議のうえ行うこと。
設置場所	別紙「搬入経路図【設置場所】」のとおり。

## 個別品目仕様書

A1 品名：移動台① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	甲板排水	甲板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、深さ110mmの槽に取付られているボールバルブにて排水できる構造であること

A2 品名：移動台② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行450mm×高さ500mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること

A3 品名：デジタル台秤 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口350mm×奥行605mm×高さ795mm以下であること
2	方式	電池式若しくは充電式であり、移動が容易にできること
3	防水性	防水、防塵形で日本工業規格(JIS) IP65等級以上であること
4	電源	電池式若しくは充電式であり、移動が容易にできること
5	載台寸法	載台（計量皿）寸法が幅300mm、奥行380mm以上であること
6	載台取り外し	載台（計量皿）の取外し、丸洗いが可能であること
7	秤量、目量	秤量32kg若しくは30kg、目量が出荷時設定で10g若しくは5gであること
8	機能	ワンタッチ若しくはオートテア機能を用いた風袋引き機能が搭載されていること
9	エラー表示	不具合時にエラー表示がされること

A4 品名：引出付作業台① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	引出し	引出しが2個付属されていること
5	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## A7 品名：移動ピーラー受槽① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行600mm×高さ600mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター100φ以上が4個装備されており、うち2個にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	押手	移動しやすいようφ25の押手がついていること
7	甲板排水	槽板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、ボールバルブにて排水できる構造であること

## A10 品名：ワイヤーシェルフ① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口758mm×奥行613mm×高さ1930mm以下であること
2	棚数	棚段数は4段であること
3	材質	棚板材質は、クロームタイプであり、耐食性に優れていること
4	ポール材質	ポールの材質は、SUS304ステンレスであること
5	棚板形状	棚はメッシュ(ワイヤー)棚であること

## A11 品名：スタッキングカート① 数量：3

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口685mm×奥行630mm×高さ800mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	収納	作業終了後、コンパクトに収納でき省スペース化を図れる構造であること
4	構造	槽や排水が取り外せ、清掃が容易な構造であること
5	排水用ジャバラホース	排水用ジャバラホースは運搬中、フロアに水をこぼさないよう引っ掛けフックが付いていること
6	キャスター	自在のウレタンキャスターが4個装備されており、うち2個にストッパーが付属していること
7	槽排水	大型排水網が装備されていること

## B1 品名：ワイヤーシェルフ② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1212mm×奥行613mm×高さ1930mm以下であること
2	棚数	棚段数は4段であること
3	材質	棚板材質は、クロームタイプであり、耐食性に優れていること
4	ポール材質	ポールの材質は、SUS304ステンレスであること
5	棚板形状	棚はメッシュ(ワイヤー)棚であること

## B2 品名：ワイヤーシェルフ③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口758mm×奥行613mm×高さ1930mm以下であること
2	棚数	棚段数は4段であること
3	材質	棚板材質は、クロームタイプであり、耐食性に優れていること
4	ポール材質	ポールの材質は、SUS304ステンレスであること
5	棚板形状	棚はメッシュ(ワイヤー)棚であること

## B4 品名：作業台① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1800mm×奥行450mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きき幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること

## B5 品名：引出付作業台② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	引出し	引出しが1個付属していること
5	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## B6 品名：卓上デジタル台秤 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口266mm×奥行292mm×高さ146mm以下であること
2	方式	電池式であること
3	防水性	防水、防塵形で日本工業規格(JIS) IP65等級以上であること
4	電源	電池式であり、移動が容易にできること
5	載台寸法	載皿寸法が幅232mm、奥行192mm以上であること
6	載台取り外し	載台（計量皿）の取外し、丸洗いが可能であること
7	秤量、目量	秤量15kg若しくは20kg、目量0kg～7.5kg若しくは0.02kgであること
8	機能	オートオフ機能若しくはオートパワーオフ機能、ワンタッチ風袋引き機能が搭載されていること
9	エラー表示	不具合時にエラー表示がされること

## B7 品名：一槽シンク① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、槽の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	槽板材質	槽板、パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
5	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
6	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
7	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## B8 品名：作業台② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## C2 品名：吊戸棚① 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1275mm×奥行350mm×高さ900mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	本体	本体はSUS430、t=1.0以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
5	扉開閉	扉は片面式引違扉であること
6	棚	中棚は2段付属されており、可動式であること

## C3 品名：作業台③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きさ幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
9	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## C6 品名：作業台④ 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1500mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きさ幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること



## C12 品名：掃除用具ロッカー① 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口500mm×奥行550mm×高さ1950mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	棚	中棚が1段付属していること
5	付属品	掛具用のパイプとS字フックが付属していること
6	扉	上部に100mm×5mm長穴の通気孔が3個以上あること
7	扉開閉	扉は左から右へ開く構造であること

## D1 品名：一槽シンク② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、槽の周囲は水滴がこぼれにくく、波が周囲に飛散しにくい水返し形状(エッジ構造)であること
4	槽板材質	槽板、パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
5	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
6	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
7	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## D2 品名：引出付台下戸棚 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	引出し	引出しが2個、下部引違扉が付属されていること
5	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## D3 品名：IHクッキングヒーター 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口304mm×奥行345mm×高さ54mm以下であること
2	容量	単相100V・1.400kW以内であること
3	カウンタータイプ	本体は作業台の上に置いて調理ができるカウンタータイプ(卓上)であること
4	トッププレート	トッププレートは耐熱性に優れているガラスセラミック製若しくは結晶化ガラス製で、清掃性が良いフラット構造であること
5	安全性	小物発熱防止(小物検知機能)、使用鍋検知、無負荷検知(なべなし検知機能)、オートオフ機能、切り忘れ防止機能、温度過昇防止、フィルター目詰り検知、電源スイッチ自動停止、高温注意ランプ点灯機能搭載であること
6	火力調節	火力調節はタッチ式で6段階以上設定可能であること

## D5 品名：引出付作業台③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	引出し	引出しが2個付属されていること
5	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## D8 品名：吊戸棚② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1650mm×奥行350mm×高さ900mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	本体	本体はSUS430、t=1.0以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
5	扉開閉	扉は片面式引違扉であること
6	棚	中棚は2段付属されており、可動式であること

## D11 品名：一槽シンク③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、槽の周囲は水滴がこぼれにくく、波が周囲に飛散しにくい水返し形状(エッジ構造)であること
4	槽板材質	槽板、パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
5	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
6	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
7	バックガード	水跳ね防止のために高さ265mmのバックガードが付いていること

## D12 品名：作業台⑤ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口450mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	バックガード	水跳ね防止のために高さ265mmのバックガードが付いていること

## D14 品名：バックスペクター 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口450mm×奥行150mm×高さ310mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること

## D15 品名：作業台⑥ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口450mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	バックガード	水跳ね防止のために高さ265mmのバックガードが付いていること

## D17 品名：移動台③ 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	甲板排水	甲板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、深さ110mmの槽に取付られているボールバルブにて排水できる構造であること

## D18 品名：作業台⑦ 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きき幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
9	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## D21 品名：移動ピーラー受槽② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行600mm×高さ600mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター100φ以上が4個装備されており、うち2個にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	押手	移動しやすいようφ25の押手が付いていること
7	甲板排水	甲板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、ボールバルブにて排水できる構造であること

## D23 品名：移動台④ 数量：3

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口750mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	甲板排水	甲板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、深さ110mmの槽に取り付けられているボールバルブにて排水できる構造であること

## D25 品名：スペーサー 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口550mm×奥行200mm×高さ1950mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	甲板	甲板はSUS430、t=1.0以上であり十分な荷重対策が施されていること

## D27 品名：吊戸棚③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口1350mm×奥行350mm×高さ900mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	本体	本体はSUS430、t=1.0以上であり十分な荷重対策が施されていること
4	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
5	扉開閉	扉は片面式引違扉であること
6	棚	中棚は2段付属されており、可動式であること

## D29 品名：作業台⑧ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きさ幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
9	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## D33 品名：スタッキングカート② 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口685mm×奥行630mm×高さ800mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	収納	作業終了後、コンパクトに収納でき省スペース化を図れる構造であること
4	構造	槽や排水が取り外せ、清掃が容易な構造であること
5	排水用ジャバラホース	排水用ジャバラホースは運搬中、フロアに水をこぼさないよう引っ掛けフックが付いていること
6	キャスター	自在のウレタンキャスターが4個装備されており、うち2個にストッパーが付属していること
7	槽排水	大型排水網が装備されていること

## D34 品名：移動式スパテラスタンド 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口450mm×奥行き450mm×高さ620mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	容器寸法	容器は直径27cm以上、深さ40cm以上であること
4	キャスター	自在のナイロンキャスター50φ以上が3個以上装備されており、ストッパーが2個付属していること
5	容器・脚台分離	容器と脚台は分離可能で洗浄が容易な構造であること
6	積み重ね	積み重ねができ省スペースで保管ができること
7	高さ	全体の高さが床から60cm以上であること

## D35 品名：掃除用具ロッカー② 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口500mm×奥行550mm×高さ1850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	棚	中棚が1段付属されていること
5	付属品	掛具用のパイプとS字フックが付属していること
6	扉	上部に100mm×5mm長穴の通気孔が3個以上あること
7	扉開閉	扉は左から右へ開く構造であること

## E1 品名：折りたたみ式ワゴン 数量：7

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口763mm×奥行505mm×高さ958mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	棚段数	棚段数は3段であること
4	耐荷重	耐荷重は1段あたり15kg以上であること
5	折りたたみ時寸法	折りたたみ時の寸法は間口763mm×奥行230mm×高さ1070mm以下であること
6	キャスター	自在のキャスター100φが4個装備されており、うち2個にストッパーが付属していること

## F3 品名：作業台⑨ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口600mm×奥行750mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
5	パイプ脚材質	パイプ脚はSUS430以上、t=1.2以上であること
6	パイプ枠材質	パイプ枠はSUS304以上、t=1.2以上であること
7	甲板排水	甲板の排水部分に大きき幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されていること
8	排水栓	排水栓はカゴ付防臭トラップ仕様であること
9	バックガード	水跳ね防止のために高さ250mmのバックガードが付いており、45°の傾斜が付いている構造であること

## F4 品名：モービルシンク 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行750mm×高さ800mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、槽の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	槽板材質	槽板はSUS430以上、t=1.2以上であること
5	アングル脚材質	アングル脚はSUS430以上であること
6	排水	排水はボールバルブにて排水ができる構造であること
7	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、前方向からキャスターをロック及びロック解除ができるようストッパーが付属していること

## F6 品名：移動受台 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行750mm×高さ720mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、槽の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
5	槽板	槽板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	槽排水	槽の排水部分に取付られているボールバルブにて排水できる構造であること

## F8 品名：移動台⑤ 数量：2

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口900mm×奥行600mm×高さ850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	ドライ構造	ドライ構造であり、甲板の周囲は水滴がこぼれにくい水返し形状（エッジ構造）であること
4	キャスター	自在のウレタンキャスター125φが4個装備されており、対角にはストッパーが付属していること
5	甲板	甲板はSUS430、t=1.2以上であり十分な荷重対策が施されていること
6	甲板排水	甲板の排水部分に幅200mm、奥行200mmでパンチング穴の水切板が装備されており、深さ110mmの槽に取付られているボールバルブにて排水できる構造であること

## F9 品名：スタッキングカート③ 数量：3

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口685mm×奥行630mm×高さ800mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	収納	作業終了後、コンパクトに収納でき省スペース化を図れる構造であること
4	構造	槽や排水が取り外せ、清掃が容易な構造であること
5	排水用ジャバラホース	排水用ジャバラホースは運搬中、フロアに水をこぼさないよう引っ掛けフックが付いていること
6	キャスター	自在のウレタンキャスターが4個装備されており、そのうちストッパーが2個付属していること
7	槽排水	大型排水網が装備されていること

## F10 品名：掃除用具ロッカー③ 数量：1

番号	仕様項目	仕様内容
1	寸法	間口500mm×奥行550mm×高さ1850mm以下であること
2	本体材質	本体はオールステンレス製であること
3	取手	取手(引手)はステンレス製の埋め込み式であること
4	棚	中棚が1段付属されていること
5	付属品	掛具用のパイプとS字フックが付属していること
6	扉	上部に100mm×5mm長穴の通気孔が3個以上あること
7	扉開閉	扉は右から左へ開く構造であること

想定品一覧

番号	品目	想定品（１）		想定品（２）	
		メーカー名	型番等	メーカー名	型番等
A1	移動台①	(株)中西製作所	CT-076D	ホシザキ(株)	HIM-76-4F-A(特)
A2	移動台②	(株)中西製作所	CT-074	ホシザキ(株)	HIT-74-4F-A(特)
A3	デジタル台秤	大和製衡(株)	DP-6701K-32	(株)エー・アンド・ デイ	FG-30KCMWP
A4	引出付作業台①	(株)中西製作所	HT-077B	ホシザキ(株)	HWT-77B-2D-A(特)
A7	移動ピーラー受槽①	(株)中西製作所	CPUS-076D	タニコー(株)	TD-LW-76(特)
A10	ワイヤーシェルフ①	エレクター(株)	P1900-4/LS760-4	タニコー(株)	N-TES-19-6176C
A11	スタッキングカート①	(株)中西製作所	STK-500	タニコー(株)	SKC-50
B1	ワイヤーシェルフ②	エレクター(株)	P1900-4/LS1220-4	タニコー(株)	N-TES-19-6112C
B2	ワイヤーシェルフ③	エレクター(株)	P1900-4/LS760-4	タニコー(株)	N-TES-19-6176C
B4	作業台①	(株)中西製作所	T-184D	ホシザキ(株)	HMT-184F-A(特)
B5	引出付作業台②	(株)中西製作所	HT-066B	ホシザキ(株)	HWT-66B-1D-A(特)
B6	卓上デジタル台秤	大和製衡(株)	UDS-600-WPK-15	(株)エー・アンド・ デイ	SK-20KiWP
B7	一槽シンク①	(株)中西製作所	1S-066DB	ホシザキ(株)	H1S-66B-A(特)
B8	作業台②	(株)中西製作所	T-066B	ホシザキ(株)	HWT-66B-A(特)
C2	吊戸棚①	(株)中西製作所	SH-12M9T	ホシザキ(株)	HBC-1235-9-A(特)
C3	作業台③	(株)中西製作所	T-077DB	ホシザキ(株)	HMT-77B-A(特)
C6	作業台④	(株)中西製作所	T-156D	ホシザキ(株)	HMT-156F-A(特)
C12	掃除用具ロッカー①	(株)中西製作所	SJ-055	ホシザキ(株)	HCR-55(特)
D1	一槽シンク②	(株)中西製作所	1S-067DB	ホシザキ(株)	H1S-67B-A(特)
D2	引出付台下戸棚	(株)中西製作所	HUT-097B	ホシザキ(株)	HCT-97B-2D-A(特)
D3	IHクッキングヒーター	パナソニック 産機システムズ(株)	KZ-CK1402	アイリスオーヤマ (株)	IHK-T391-B
D5	引出付作業台③	(株)中西製作所	HT-097B	ホシザキ(株)	HWT-97B-2D-A(特)
D8	吊戸棚②	(株)中西製作所	SH-16M9T	ホシザキ(株)	HBC-1635-9-A(特)
D11	一槽シンク③	(株)中西製作所	1S-067DB	ホシザキ(株)	H1S-67B-A(特)
D12	作業台⑤	(株)中西製作所	T-047B	ホシザキ(株)	HWT-47B-A(特)
D14	ボックスプレッター	(株)中西製作所	BSP-041	ホシザキ(株)	HBSP-6741-A(特)
D15	作業台⑥	(株)中西製作所	T-047B	ホシザキ(株)	HWT-47B-A(特)
D17	移動台③	(株)中西製作所	CT-096D	ホシザキ(株)	HIM-96-4F-A(特)
D18	作業台⑦	(株)中西製作所	T-067DB	ホシザキ(株)	HMT-67B-A(特)
D21	移動ピーラー受槽②	(株)中西製作所	CPUS-076D	タニコー(株)	TD-LW-76(特)
D23	移動台④	(株)中西製作所	CT-077D	ホシザキ(株)	HIM-77-4F-A(特)
D25	スパーサー	(株)中西製作所	SP-052	ホシザキ(株)	HSP-52-A(特)
D27	吊戸棚③	(株)中西製作所	SH-13M9T	ホシザキ(株)	HBC-1335-9-A(特)
D29	作業台⑧	(株)中西製作所	T-097DB	ホシザキ(株)	HMT-97B-A(特)
D33	スタッキングカート②	(株)中西製作所	STK-500	タニコー(株)	SKC-50
D34	移動式スパテラスタンド	長谷川化学工業(株)	ST-S	オオイ金属(株)	MS-350、MS-3501
D35	掃除用具ロッカー②	(株)中西製作所	SJ-055	ホシザキ(株)	HCR-55(特)
E1	折りたたみ式ワゴン	(株)アンナカ	KEAM-3	エレクター(株)	ESW-K2
F3	作業台⑨	(株)中西製作所	T-067DB	ホシザキ(株)	HMT-67B-A(特)
F4	モービルシンク	(株)中西製作所	C1S-097D	ホシザキ(株)	H1S-97F-A(特)
F6	移動受台	(株)中西製作所	CT-097DT	ホシザキ(株)	HIM-96-4F-A(特)
F8	移動台⑤	(株)中西製作所	CT-096D	ホシザキ(株)	HIM-96-4F-A(特)
F9	スタッキングカート③	(株)中西製作所	STK-500	タニコー(株)	SKC-50
F10	掃除用具ロッカー③	(株)中西製作所	SJ-055	ホシザキ(株)	HCR-55(特)

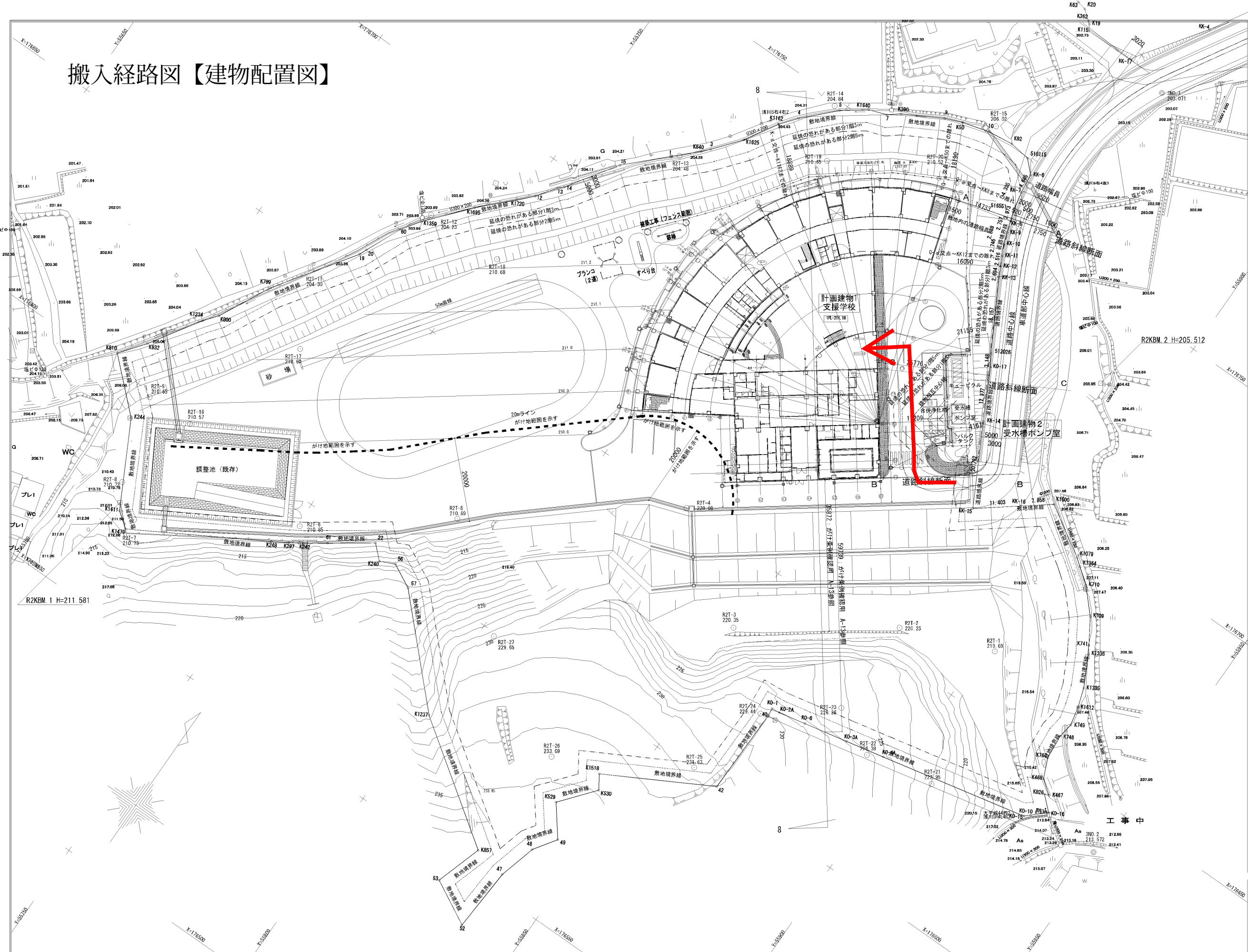
※ 想定品の組み合わせは自由とする。



納入場所一覧

番号	品目	納入場所	数量
A1	移動台①	検収室	1
A2	移動台②	検収室	1
A3	デジタル台秤	検収室	1
A4	引出付作業台①	検収室	1
A7	移動ピーラー受槽①	検収室	1
A10	ワイヤーシェルフ①	検収室	1
A11	スタッキングカート①	検収室	3
B1	ワイヤーシェルフ②	食品庫	1
B2	ワイヤーシェルフ③	食品庫	1
B4	作業台①	食品庫	1
B5	引出付作業台②	食品庫	1
B6	卓上デジタル台秤	食品庫	1
B7	一槽シンク①	食品庫	1
B8	作業台②	食品庫	1
C2	吊戸棚①	下調理室	2
C3	作業台③	下調理室	1
C6	作業台④	下調理室	2
C12	掃除用具ロッカー①	下調理室	1
D1	一槽シンク②	厨房調理室	1
D2	引出付台下戸棚	厨房調理室	1
D3	IHクッキングヒーター	厨房調理室	2
D5	引出付作業台③	厨房調理室	1
D8	吊戸棚②	厨房調理室	1
D11	一槽シンク③	厨房調理室	1
D12	作業台⑤	厨房調理室	1
D14	バックスプレッター	厨房調理室	1
D15	作業台⑥	厨房調理室	1
D17	移動台③	厨房調理室	2
D18	作業台⑦	厨房調理室	2
D21	移動ピーラー受槽②	厨房調理室	1
D23	移動台④	厨房調理室	3
D25	スペーサー	厨房調理室	1
D27	吊戸棚③	厨房調理室	1
D29	作業台⑧	厨房調理室	1
D33	スタッキングカート②	厨房調理室	2
D34	移動式スパテラスタンド	厨房調理室	1
D35	掃除用具ロッカー②	厨房調理室	1
E1	折りたたみ式ワゴン	ワゴン置場	7
F3	作業台⑨	洗浄室	1
F4	モバイルシンク	洗浄室	2
F6	移動受台	洗浄室	1
F8	移動台⑤	洗浄室	2
F9	スタッキングカート③	洗浄室	3
F10	掃除用具ロッカー③	洗浄室	1

# 搬入経路図【建物配置図】



訂正月日  
 /  
 /

凡例・備考  
 延焼の恐れがある部分は存在しない

道路幅員	
500	500
3020	5500
520	2000
500	2750
2750	2750

ガードレール

市道標準断面

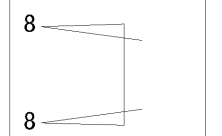
接道長さ

4.665
4.335
2.973
2.757
2.888
2.748
2.516
2.694
18.157
3.148
12.977
20.782

長さ 80.83m  
 ≒80.63m

道路斜線断面  
 A-A  
 B-B  
 C-C

上記表記は道路斜線断面位置を示す。



上記表記は県条例第5条がけ断面位置を示す。

承認  
 照査  
 管理  
 担当

日付 2023.3  
 図面名称 配置図  
 縮尺 1/400(A1,1/800(A3))  
 図面番号 A-14

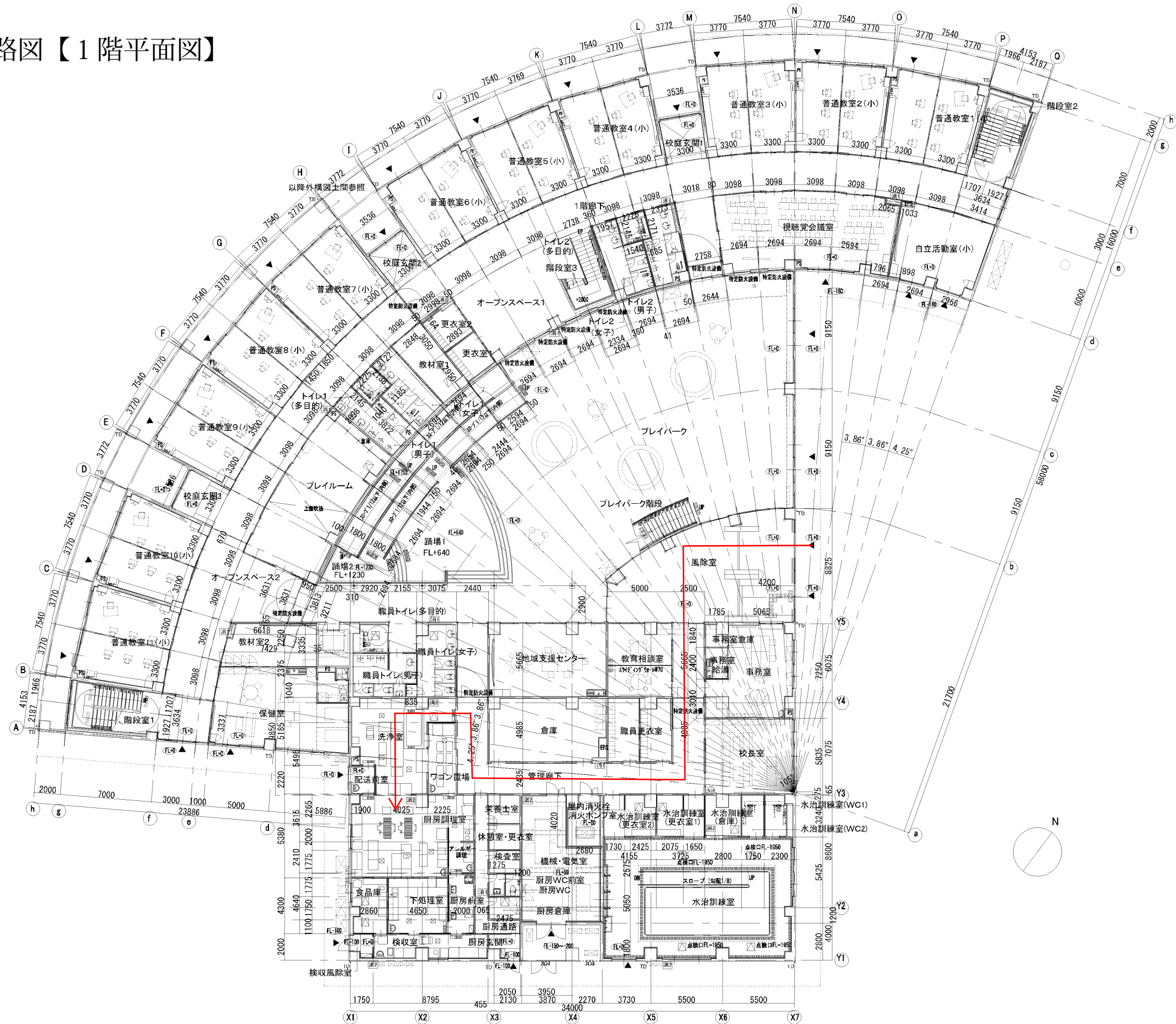
工事中

凡例・備考

承認 \_\_\_\_\_  
 照査 \_\_\_\_\_  
 管理 \_\_\_\_\_  
 担当 \_\_\_\_\_

日付 2023.3  
 図面名称 1階平面図  
 縮尺 1/150(A1),1/300(A3)  
 図面番号 A-19

# 搬入経路図【1階平面図】





凡例・備考

厨房図は参考図とする

# 搬入経路図【設置場所】



承認 \_\_\_\_\_  
 照査 \_\_\_\_\_  
 管理 \_\_\_\_\_  
 担当 \_\_\_\_\_

日付 2023.3  
 図面名称 厨房機器平面図  
 縮尺 1/50(A1),1/100(A3)  
 図面番号 A-130 /